

大田区バリアフリー
交通安全特定事業計画
大森駅周辺地区

令和6年6月
東京都公安委員会

**大田区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「大森駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、大田区バリアフリー基本構想に即して、大森駅周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	大田区道 7-47 号線		品川区南大井 6 丁目 28 番から 大田区大森北 1 丁目 4 番まで	東日本旅客鉄道 大森駅 京浜急行電鉄 大森海岸駅	三菱 UFJ 銀行大森支店
2	大田区道 7-56 号線、 大田区道主要第 65 号線		大田区大森北 1 丁目 4 番から 大田区大森北 1 丁目 5 番まで		アトレ大森
3	大田区道 7-87 号線		大田区大森北 1 丁目 7 番から 大田区大森北 1 丁目 38 番まで		
4	大田区道 7-47 号線		品川区南大井 6 丁目 27 番から 大田区大森北 1 丁目 1 番まで		西友大森店
5	大田区道主要第 65 号線		大田区大森北 1 丁目 1 番から 大田区大森北 1 丁目 8 番まで		
6	大田区道主要第 65 号線		大田区大森北 2 丁目 18 番から 大田区大森北 2 丁目 17 番まで		イトーヨーカドー大森店、京急 EX イン 大森海岸駅前
7	大田区道主要第 11 号線		大田区大森北 1 丁目 16 番から 大田区大森北 1 丁目 27 番まで		
8	大田区道主要第 10 号線		大田区大森北 2 丁目 1 番から 大田区大森北 4 丁目 11 番まで		ユニクロ大森北店、 東横 INN 大森
9	大田区道主要第 66 号線		大田区大森北 1 丁目 23 番から 大田区大森北 4 丁目 6 番まで		
10	大田区道主要第 11 号線		大田区大森北 4 丁目 7 番から 大田区大森北 4 丁目 6 番まで		入新井第一小学校
11	特例都道東品川 下丸子線(第 421 号)	池上 通り	大田区山王 2 丁目 5 番から 大田区山王 3 丁目 9 番まで		大森山王郵便局、大森駅ビル(RaRa)、みずほ銀行大森支店、三井住友銀行大森支店、MEGA ドン・キホーテ、大森郵便局、大森山王病院
12	大田区道主要第 62 号線		大田区山王 2 丁目 5 番から 大田区山王 1 丁目 31 番まで		山王高齢者センター
13	大田区道 7-50 号線		大田区大森北 1 丁目 2 番から 大田区大森北 1 丁目 5 番まで		
14	大田区道 7-50 号線		大田区大森北 1 丁目 11 番から 大田区大森北 1 丁目 9 番まで		入新井特別出張所、 入新井図書館、入新井集会室、Luz 大森
15	大田区道 7-50 号線		大田区大森北 1 丁目 29 番から 大田区大森北 1 丁目 32 番まで		りそな銀行大森支店
16	大田区道 7-87 号線		大田区大森北 1 丁目 8 番から 大田区大森北 1 丁目 29 番まで		りそな銀行大森支店、大森駅前郵便局

17	大田区道 7-87 号線、 大田区道 7-97-1 号線、 大田区道 7-37 号線		大田区大森北 1 丁目 14 番から 大田区大森北 1 丁目 23 番まで		城南信用金庫入新井 店
18	大田区道 7-103 号線		大田区大森北 4 丁目 6 番から 大田区大森北 4 丁目 16 番まで		ハローワーク大森、 男女平等センター (エセナおおた)
19	大田区道 7-47 号線		品川区南大井 6 丁目 24 番から 大田区大森北 1 丁目 1 番まで		アパホテル大森駅 前、HOTEL BAR GRANTIOS 別邸
20	大田区道主要第 11 号線、 大田区道 7-117 号線		大田区大森北 4 丁目 14 番から 大田区大森北 5 丁目 8 番まで		オオゼキ大森北支店
21	大田区道 6-17 号線		大田区山王 3 丁目 36 番から 大田区山王 3 丁目 28 番まで		山王会館
22	大田区道 6-147 号線、 大田区道 6-24 号線、 大田区道 6-25 号線、 大田区道 6-24 号線、 大田区道 6-23 号線、 大田区道主要第 62 号線		大田区山王 1 丁目 31 番から 大田区山王 1 丁目 40 番まで		山王草堂記念館、 尾崎士郎記念館
23	大田区道主要第 12 号線		大田区山王 1 丁目 5 番から 大田区山王 1 丁目 26 番まで		山王小学校

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
7	大田区道主要第 11 号線	信号機の改良 (音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)	令和 6~14 年度
11	特例都道東品川下丸子線 (第 421 号)	同上	同上
20	大田区道主要第 11 号線、 大田区道 7-117 号線	同上	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施 (道路標識の高輝度化は既に実施済) (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施 (道路標示の高輝度化は既に実施済) (3) エスコートゾーンの整備 (注 1) 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車 of 指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法 駐車 of 指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和 6~14 年度 (継続的に実施)

(注 1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

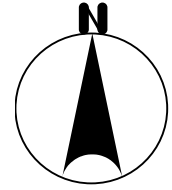
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

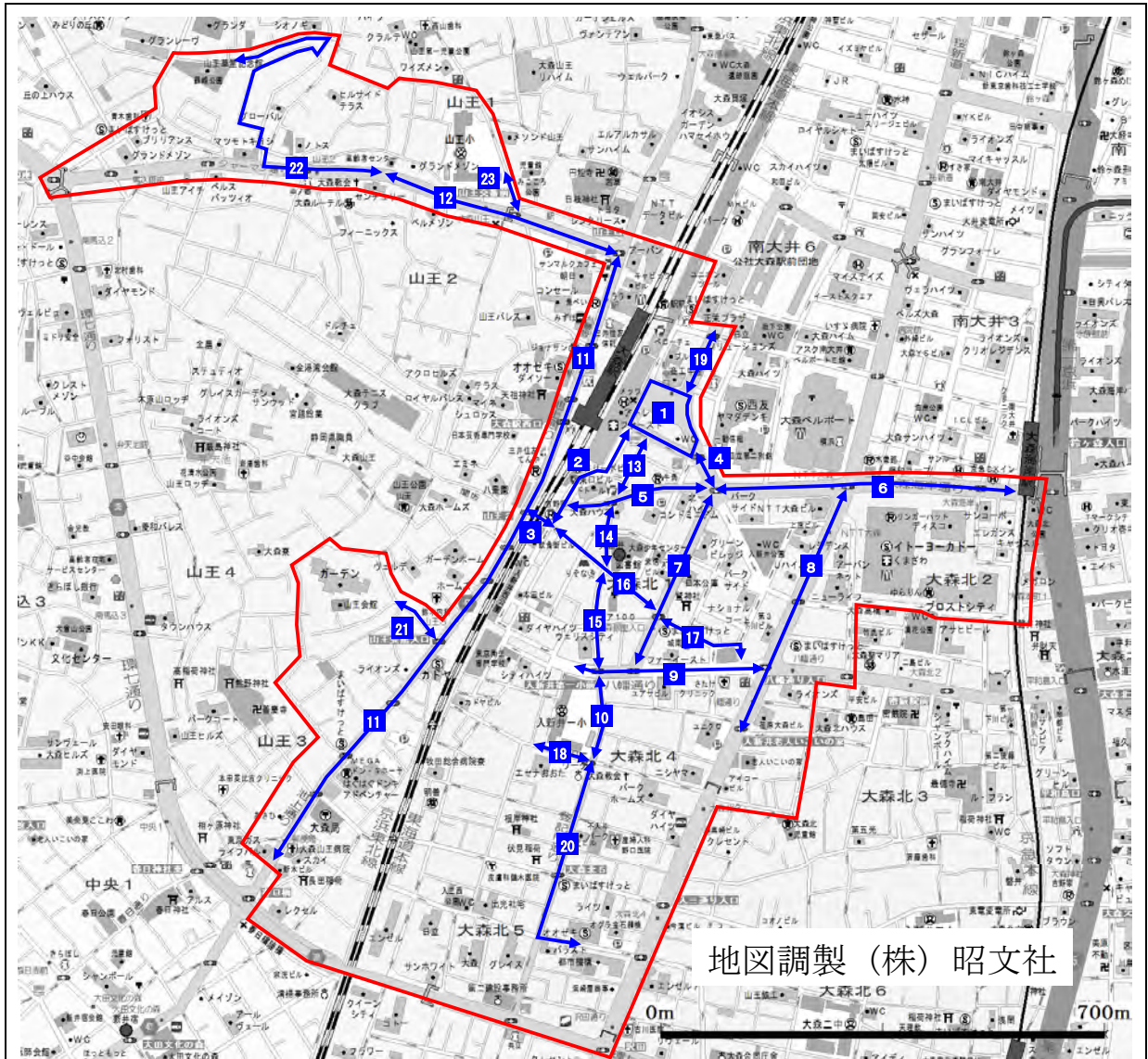
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車 の 指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	大田区
重点整備地区名	大森駅周辺地区



<凡例>

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)